

**合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として実施した間伐材生産等が交付対象外**

1件 不当金額(支出) 284万円

1 交付金事業の概要

びわこ東部森林組合は、平成30年度に、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として、間伐材生産及びこれに関連する森林作業道整備等(以下「間伐材生産等」)を一体的に実施した。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領等によれば、交付金の交付の対象となる間伐材生産等は、原則として、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「森林経営受託者」)が市町村の長等に認定を請求し、認定を受けた森林経営計画に基づき、当該計画の対象とする森林(以下「計画対象森林」)において実施することとされている。

森林法等によれば、森林経営計画の認定を受けるためには、計画対象森林が地形その他の自然的条件等又は森林の経営の実施の状況からみて伐採、木材の搬出等を一体として効率的に行うことができると認められるものであること、作業路網の整備の状況その他の事情に照らして計画対象森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められることなどの要件を満たす必要があるとされている。そして、森林経営受託者は、森林経営計画の認定の請求に当たり、対象とする森林について、経営の委託及び森林の施業等に必要な作業路網等の整備に関する同意(これらを「経営の委託等」)を受けていることを証する書面として、森林所有者との間で締結した森林の経営の委託契約(以下「森林経営委託契約」)の契約書の写しを森林経営計画に添付することとされている。

2 検査の結果

組合は、3名の森林所有者がそれぞれ所有する隣接した森林について、森林経営委託契約をそれぞれ締結したとした上で、上記の3名が所有する森林を相互に經由して公道に接続する森林作業道を整備することなどにより、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に実施することとする森林経営計画を作成して多賀町長に認定の請求を行った。そして、認定を受けた当該森林経営計画に基づき、組合は、上記3名の計画対象森林において、事業実施面積4.18haの間伐材生産、延長815mの森林作業道整備等を事業費計365万円(交付対象事業費同額)で実施して、滋賀県に実績報告書等を提出し、交付金284万円の交付を受けていた。

しかし、組合は、上記3名のうち2名については森林経営委託契約を締結していたが、残りの1名については、経営の委託等を受けていないのに、無断で森林所有者の氏名を記名押印して契約を締結したとする書面を作成し、当該書面の写しなどを添付して森林経営計画の認定の請求を行っていた。このため、組合の当該森林経営計画には、経営の委託等を受けていない森林が含まれていて、当該森林経営計画は認定の請求ができないものであった。また、仮に残りの1名が所有する森林を除外することとした場合、上記の2名が所有する森林では、森林作業道を整備することができず、間伐を適正かつ確実に、また、一体として効率的に行うことができないことから、認定を受けるための要件を満たさないものであった。

したがって、組合は、経営の委託等を受けていない森林を含めて計画対象森林として森林経営計画の認定を受けるなどしており、当該森林経営計画に基づき間伐材生産等を実施していたことから、本件事業は、交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金284万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
林野庁	滋賀県 びわこ東部森林組合 (事業主体)	合板・製材・集成材生産性向上 ・品目転換促進 対策	平成 30	円 365万 (365万)	円 284万	円 365万 (365万)	円 284万